

発案5第10号

こどもまんなか社会実現及び少子化対策に関する諸対策について

上記の案を提出する。

令和5年6月22日

提出兼賛成者	議員	とよ島くにひろ	議員	森 けいじろう
	同	さいき 陽 平	同	白 石 さと美
	同	やなぎわ 亜紀	同	清 家 あい
	同	榎 本 あゆみ	同	丸山 たかのり
	同	ゆうき くみこ		

港区議会議長 様

(理由) 口頭をもって説明する。

こどもまんなか社会実現及び少子化対策に関する諸対策について（案）

我が国においては、2030年代に入ると若年人口が現在の倍の速さで急速に減少するとされており、緊急性を要する少子化対策の取組が求められています。

国は、令和5年4月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として「こども基本法」を施行し、子ども施策の司令塔を担う「こども家庭庁」を新たに創設しました。さらに「こども未来戦略方針」を掲げて、令和6年度からの3年間で集中的に異次元の少子化対策を具体化させるとしています。

港区においては、近年、待機児童ゼロの5年連続の達成や、児童相談所設置市への移行、出産費用助成の増額など、子どもや子育て家庭に対する支援の充実に取り組んでいるものの、港区の合計特殊出生率は令和3年に1.27と、平成28年からの5年間で急激に低下しています。

区は、これらの状況も踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を早急に実現するとともに、子育てに関するあらゆる不安を取り除き、安心して子どもを産み育て、住み続けられることができるよう、産前産後の支援や子ども・若者・親の居場所づくりなど諸課題の取組に着目し、様々なライフステージに応じた港区ならではの支援策や少子化対策をスピード感を持って総合的かつ強力に講じていく必要があります。

以上の諸対策について、調査・研究を行うために本案を提案した次第であります。